

都市公園等における民間活力導入に向けた
サウンディング型市場調査実施要領

令和6年11月

徳島県 観光スポーツ文化部にぎわい政策課

本県は、都市公園等 10 公園において、公園利用者の利便性向上や公園の魅力向上を図ることを目的として積極的な民間活力の導入検討を進めております。

つきましては、民間事業者の方々からのご意見・ご提案を通じて対象公園の市場性や事業性等を確認したいと考えていますので、率直なご意見やご提案をお願いいたします。

1. 調査の背景と目的

近年、人口減少や人口構造の変化、それに伴う県民ニーズの多様化等に端を発し、公共施設の維持管理・運営等において官民連携による社会資本の整備・管理運営手法が求められています。とりわけ都市公園においては、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、施設の質や公園利用者の利便性の向上を図ることを目的とし、「公募設置管理制度 (Park-PFI)」が創設される等、積極的な民間活力の導入による魅力向上・賑わい創出が期待されています。

本調査は、対象とする都市公園等について、幅広く魅力向上や有効活用等の可能性を探るため、民間事業者の参入可能性について調査を行い、Park-PFI 等の民間活力導入の可能性の把握とその活用方法等について検討を行うことを目的とします。

2. 調査対象公園

調査対象の公園は下表に示す 10 公園です。各公園の詳細については、参考資料をご確認ください。

対象公園一覧

種別	No.	公園名称
総合公園	①	鳴門ウチノ海総合公園
	②	月見ヶ丘海浜公園
	③	文化の森総合公園
運動公園	④	鳴門総合運動公園
	⑤	蔵本公園
	⑥	南部健康運動公園
地区公園	⑦	新町川公園
広域公園	⑧	日峯大神子広域公園
港湾緑地	⑨	マリインターミナルパーク・マリンピア沖洲ふるさとの森
	⑩	中洲緑地みなと公園



図 対象公園位置図

3. 調査のスケジュール

項目	日程	様式
実施要領の公表	令和6年11月8日(金)	
質問の受付	令和6年11月8日(金)～令和6年11月21日(木)	様式1
質問に対する回答	令和6年11月29日(金)(予定)	
調査参加申込書受付	令和6年11月8日(金)～令和7年1月24日(金)	様式2・3
個別対話実施※	令和6年11月8日(金)～令和7年1月31日(金)	
調査結果の公表	令和7年2月(予定)	

※個別対話の実施日程は、申込状況により延長する場合があります。

4. 調査参加申込み及び実施

(1) 対象者

- ・対象公園のうち、いずれかの公園または複数の公園で事業実施者となる可能性がある法人・団体・グループ。
- ・複数の共同事業者によるグループの申込み可とします。
- ・次のいずれかに該当する者は申込することができません。
 - ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
 - イ) 参加申込書提出時点で、徳島県建設業指名停止措置要綱(平成14年4月18日建設第73号)及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者
 - ウ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)
 - エ) 暴力団または暴力団の構成員等の統制の下にある者
 - オ) 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人。
 - ・成年被後見人または被保佐人
 - ・破産者で復権を得ない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることができなくなった日から2年を経過しない者
 - ・暴力団の構成員等
 - カ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定または再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
 - キ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条または第8条第1項に違反する者として公正取引委員会または関係機関に認定された日から2年を経過しない者
 - ク) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
 - ケ) 特定の政治活動または宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者
 - コ) 事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税(法人事業税・法人県民税等)、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者

(2) 実施要領に対する質問の受付・回答

実施要領に対する質問がある場合は、徳島県ホームページに掲載する「【様式1】実施要領に対する質問書」に必要事項をご記入のうえ、電子メールにて提出してください。

質問に対する回答につきましては、徳島県ホームページにて公表します。

項目	内容
質問受付期間	令和6年11月8日(金)～令和6年11月21日(木)
受付メールアドレス	E-mail: info@amame-associate-japan.co.jp ※本調査委託先: Amame Associate Japan 株式会社
質問メールの件名	【徳島県都市公園等サウンディング調査 実施要領に対する質問書】法人・団体・グループ名称
質問メールの添付書類	・【様式1】実施要領に対する質問書
質問メールの到着確認	質問メールの受信後、本調査委託先より到着確認の連絡をさせていただきます。到着確認の連絡がない場合、お手数ですが下記連絡先までご連絡ください。 本調査委託先: Amame Associate Japan 株式会社 TEL: 0797-61-6433 (徳島県サウンディング調査担当: 平岡、稗田、林)

(3) 調査参加申込方法

本調査への参加を希望する場合は、徳島県ホームページに掲載する「【様式2】サウンディング参加申込書(エントリーシート)」及び「【様式3】ヒアリングシート」に必要事項をご記入のうえ、電子メールにて提出してください。

項目	内容
申込受付期間	令和6年11月8日(金)～令和7年1月24日(金)
申込メールアドレス	E-mail: info@amame-associate-japan.co.jp ※本調査委託先: Amame Associate Japan 株式会社
申込メールの件名	【徳島県都市公園等サウンディング調査申込】法人・団体・グループ名称
申込メールの添付書類	・【様式2】サウンディング参加申込書(エントリーシート) ・【様式3】ヒアリングシート ・申込事業者案内、対象公園の利用に関する資料等がある場合はメールに添付してください。

申込メールの到着確認	<p>申込メールの受信後、本調査委託先より到着確認の連絡をさせていただきます。到着確認の連絡がない場合、お手数ですが下記連絡先までご連絡ください。</p> <p>本調査委託先：Amame Associate Japan 株式会社 TEL：0797-61-6433 (徳島県サウンディング調査担当：平岡、稗田、林)</p>
------------	--

(4) 個別対話実施の概要

項目	実施内容
実施期間	令和6年11月8日(金)～令和7年1月31日(金) ※実施日時は、申込後に別途連絡します。
実施方法	対面またはオンライン方式
実施場所	対面の場合は申込時にご相談・調整させていただきます。
参加人数	1参加者・グループあたり原則3人まで ※超える場合は相談に応じます。

(5) ヒアリング項目

- 対象10公園のうち、関心のある公園
- 関心のある公園のうち、どの区域・範囲での利活用に関心があるか
- 想定される利活用の内容、事業形態について
- 希望する事業手法について
- 想定する公園の利用者層、効果等について
- 周辺施設、周辺エリアとの連携の可能性について
- 複数対象公園のバンドリングの可能性について
- 対象公園を利活用するために県(行政)に求める条件について
- 類似する事業の実績概要
- その他対象公園の利活用に係るご意見 等

(6) 調査結果の公表

調査結果の概要については、参加者(法人・団体・グループ)名を伏せたうえで、徳島県ホームページにおいて公表します。

また、提出資料は非公開とし、参加者(法人・団体・グループ)のノウハウ等に配慮し、事前に公表内容について参加者に確認します。

5. 留意事項

- ・調査結果は、今後の民間活力導入に向けた検討の参考としますが、必ず反映されるものではありません。
- ・ヒアリングシートの回答内容が、本調査の趣旨から外れた内容であった場合は、当該参加者（法人・団体・グループ）に対するサウンディングを実施しない場合があります。
- ・サウンディングにかかる一切の費用（書類・資料等の作成等）は、参加者（法人・団体・グループ）の負担とします。
- ・提出いただいた資料は、返却いたしません。
- ・必要に応じて追加のヒアリング（メールによる照会を含む）を依頼することがありますので、その際にご協力をお願いします。

6. 資料

- ・【参考資料1】 対象公園の概要
- ・【参考資料2】 公園利用者数の推移
- ・【様式1】 実施要領に対する質問書
- ・【様式2】 サウンディング参加申込書（エントリーシート）
- ・【様式3】 ヒアリングシート

7. 問い合わせ先

徳島県 観光スポーツ文化部にぎわい政策課 政策調整担当
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
TEL：088-621-2878 FAX：088-621-2837
E-mail：nigiwaiseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

<本調査に関する問い合わせ>

本調査委託先：Amame Associate Japan 株式会社
TEL：0797-61-6433
E-mail：info@amame-associate-japan.co.jp
(徳島県サウンディング調査担当：平岡、稗田、林)